

# 第4次大阪府障がい者計画

～人が人間(ひと)として支えあいともに生きる自立支援社会づくり～

抜粋版

平成 24(2012)年 3 月  
大 阪 府

《平成 27 (2015) 年 3 月改定》



## ごあいさつ

大阪府では、これまで「人が人間（ひと）として普通に暮らせる自立支援社会づくり」を基本理念として掲げ、さまざまな障がい者施策を推進してきました。

しかしながら、障がい者の自立と社会参加はなお道半ばであり、今改めて今後の方向性と具体的な道筋を明らかにしていくことが必要です。また、時あたかも国においては、制度改革に向けたさまざまな議論が続けられており、こうした新たな動向を適切に府の施策に反映させていくことが求められています。そこでこのたび、この「第4次大阪府障がい者計画」を策定いたしました。

この計画を策定するに当たり、障がい当事者や家族のほか、企業関係者や障がい者就労に関わっている方なども参画する「大阪府障がい者施策推進協議会」及び「第4次大阪府障がい者計画（仮称）検討委員会」において、熱心な議論をいただきました。御参画いただきました関係者の皆様には厚く御礼申し上げます。本計画は、そこで取りまとめられた意見具申を最大限尊重して策定したものです。

今後、大阪府は、本計画が定める「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」という基本理念や5つの基本原則、そして「地域移行の推進」、「就労支援の強化」、「施策の谷間にあった分野への支援」という3つの最重点施策を踏まえ、本計画が真に実効性あるものとするためのさまざまな取組みを進めていきます。このため、大阪府においては、これまで以上に、障がい者や府民、事業者、市町村などさまざまな関係者との議論を重ね、また、客観的なデータや情報を積極的に収集・分析して、施策の企画立案を進めていきます。

今、求められているのは、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重しながら共生する社会を築いていくことです。障がい者が社会の中で特別な存在ではなく、生き生きと暮らすことができるまちは、障がいのある人のみならず、障がいのない人にとっても住みやすいまちとなるはずで、そして、これを実現していくことは、大阪のまちの魅力を高めることにもつながります。

そして、今後、障害者基本法において規定された障がい者に対する「合理的配慮」を考え、実践していくことが必要になります。府民の皆様をはじめ、障がい者や事業者の皆様も、引き続き障がい者の自立と社会参加のために考え、行動していただきたいと思います。

「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会」をともにめざしていきましょう。

平成24（2012）年3月

大阪府知事 松井 一郎

# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

- 1. なぜ計画の策定が必要か ..... 1
- 2. この計画はどのような性格を持っているか ..... 2
- 3. 計画の目標時期はいつか ..... 3
- 4. 計画が実行性をもつために ..... 4
- 5. 計画を推進する体制や進行管理をどうするか ..... 4

## 第2章 基本的な視点

- 1. 基本理念 ..... 6
- 2. 基本原則 ..... 6
- 3. 障がい者の自立と社会参加のために私たちは何をすべきか ..... 7

## 第3章 施策の推進方向

- 第1節 最重点施策 ..... 10
- 第2節 生活場面に応じた施策の推進方向 ..... 13
  - I 生活場面「地域やまちで過ごす」 ..... 13
  - II 生活場面「学ぶ」 ..... 29
  - III 生活場面「働く」 ..... 44
  - IV 生活場面「心や体、命を大切にする」 ..... 55
  - V 生活場面「楽しむ」 ..... 64
  - VI 生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」 ..... 70

## 第4章 第4期大阪府障がい福祉計画の数値目標及び見込量について

- 1. 成果目標等 ..... 82
- 2. 区域設定 ..... 86
- 3. 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標） ..... 87
- 4. 各年度の指定障がい者支援施設の入所定員総数 ..... 110
- 5. 地域生活支援事業の実施に関する事項 ..... 111

## 第5章 大阪府における障がい者の状況等

- 第1節 大阪府における障がい者数 ..... 117
- 第2節 生活場面ごとの施策等の状況 ..... 120
- 第3節 平成22年度障がい者の生活ニーズ実態調査について ..... 140

## 第1章 計画策定にあたって

### 1. なぜ計画の策定が必要か

○ 大阪府では、昭和 58（1983）年以降、3次にわたって、障害者基本法の定める障がい者計画を策定し、福祉、教育、就労、まちづくりなどの施策を総合的、計画的に推進してきました。

また、平成 18（2006）年からは、障害者自立支援法の施行により、障がい福祉サービス等が地域で計画的に提供されるよう、都道府県及び市町村において、これまで2期にわたって障がい福祉計画を策定し、取組みを進めてきました。

○ これまでの大阪府の取組みの中では、例えば、入所施設の利用者や入院中の精神障がい者の地域移行が全国的にみても進展するとともに、障がいの有無にかかわらず「ともに学び、ともに育つ」教育や福祉のまちづくりなどが大きく進んできました。

一方、就労についてみれば、大阪府独自の就労支援により一定の成果を上げてきたものの、実績は十分ではないなど、障がい者の自立と社会参加を達成するためには、今後とも施策全般にわたって総合的にサービスを充実させていくことが必要です。また、社会情勢の変化などに的確に対応していくためには、計画策定を通じて定期的に状況を確認し、目標や施策を見直すことも不可欠です。

○ 国では、障がい者制度全般にわたる改革が進められています。平成 23（2011）年8月には、障害者基本法の改正が行われました。障がい者の定義を、障がい（機能障がい）のみで捉えるのではなく、社会的障壁（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）という社会との関係性において捉えることや、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がされなければならないとの規定が設けられました。

一方、平成 23（2011）年3月には東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が発生し、地震や豪雨など自然災害による被災障がい者への支援について、改めてその課題が浮き彫りになりました。

○ このような社会の動きやこれまでの施策の進捗状況、府民ニーズ等をふまえた新たな計画を策定するため、大阪府では、障がい当事者やその家族が多数参画する「第4次大阪府障がい者計画（仮称）検討委員会」における議論をもとに、平成 23（2011）年 12 月に大阪府障がい者施策推進協議会が取りまとめた意見具申「第4次大阪府障がい者計画（仮称）の策定について」を最大限に尊重し、また、障がい福祉計画については国の基本指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）にも即して、第4次大阪府障がい者計画及び第3期大阪府障がい福祉計画を一体的に策定しました。

○ このうち、第3期大阪府障がい福祉計画については、平成 26（2014）年度末で終期を迎えます。

このため、平成 24（2012）年 6 月に障害者自立支援法に代わって公布された、障がい者の定義に新たに難病等が加えられることをはじめ障がい福祉サービスの充実等を内容とする障害者総合支援法や、平成 25（2013）年 6 月に公布された、障害者基本法の改正において基本原則として規定された「差別の禁止」に関するより具体的な規定を示す障害者差別解消法といった、計画策定当時の状況変化や、改正された国の基本指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）等をふまえ、平成 27（2015）年 3 月に、新たに第 4 期大阪府障がい福祉計画を策定し、第 4 次大阪府障がい者計画にその内容を反映します。

- 大阪府としては、計画の推進を通じて、市町村とともに障がい福祉サービスや相談支援などのさらなる整備・充実を図るとともに、教育や就労、まちづくりなど広範な施策の推進を図り、障がい者の自立と社会参加を実現することをめざします。

## 2. この計画はどのような性格をもっているのか

- 都道府県障がい者計画は、障害者基本法第 11 条第 2 項に基づくものであり、長期的な視野から、障がい者施策全般に関する基本的な方向と達成すべき目標を示す総合的な計画です。

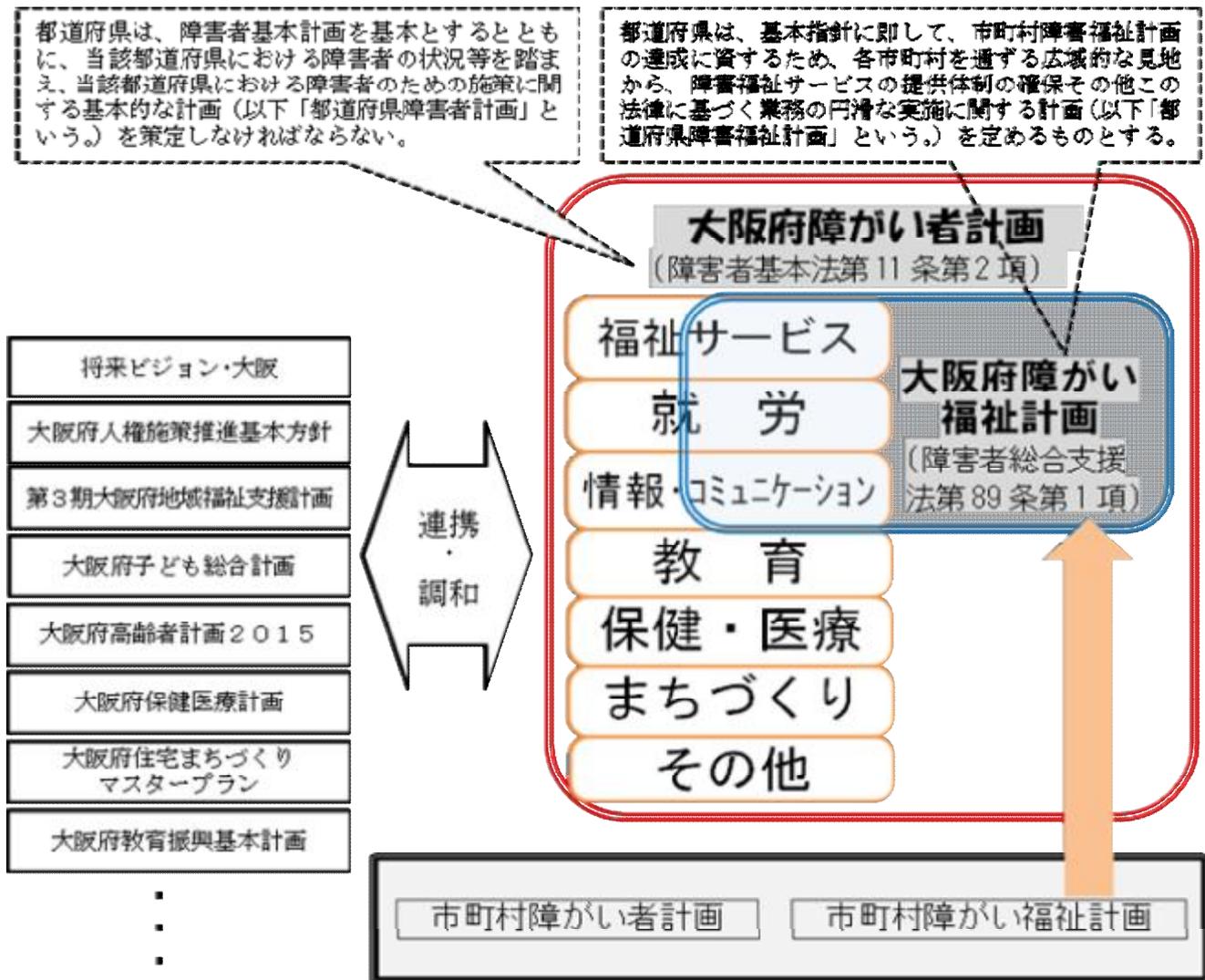
また、府民が行う障がい者に対する支援活動や市町村の障がい者施策及び市町村障がい者計画に関するガイドラインにもなるものです。

- 都道府県障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 89 条第 1 項の規定に基づくものであり、国の基本指針に即して、3 年間の障がい福祉サービスの見込量等を示すものです。

また、都道府県障がい福祉計画と同時に策定する市町村障がい福祉計画の達成に資するため、これら各計画との整合を図りながら、広域的な観点から障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等に関して、具体的な数値目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき方策等を定めています。

- 大阪府の障がい者計画は、障がい福祉計画を含み、一体的に記述しており、平成 27（2015）年 3 月に策定する第 4 期大阪府障がい福祉計画のうち、障がい福祉サービスの見込量等については、市町村の算定したものを集計して設定し、第 4 章に該当部分をまとめて掲載しています。

- また、この計画は、「将来ビジョン・大阪」、「大阪府人権施策推進基本方針」、「第 3 期大阪府地域福祉支援計画」、「大阪府子ども総合計画」、「大阪府高齢者計画 2015」、「大阪府保健医療計画」、「大阪府住宅まちづくりマスタープラン」、「大阪府教育振興基本計画」など関係計画等との連携・調和を図っています。



### 3. 計画の目標時期はいつか

○ 第4次大阪府障がい者計画の計画期間は、平成 24（2012）年度から平成 33（2021）年度までの 10 年間とします。

一方、障がい福祉計画は、国の基本指針で、3年を1期として策定することになっており、第4期大阪府障がい福祉計画は、平成 27（2015）年度から平成 29（2017）年度までの 3 年間の計画とします。

○ 障がい者計画は、計画期間中であっても、府民のニーズや社会経済情勢の大きな変化、法令・制度の改正等に対応する必要がある場合は、見直します。

障がい福祉計画に相当する部分については、3年後に見直すことになるほか、障害者総合支援法附則第3条に規定される、法施行後における、同法および障がい者等の福祉に関する他法の規定の施行状況等に応じた検討に基づく必要な措置等に伴い、内容を変更することがあります。

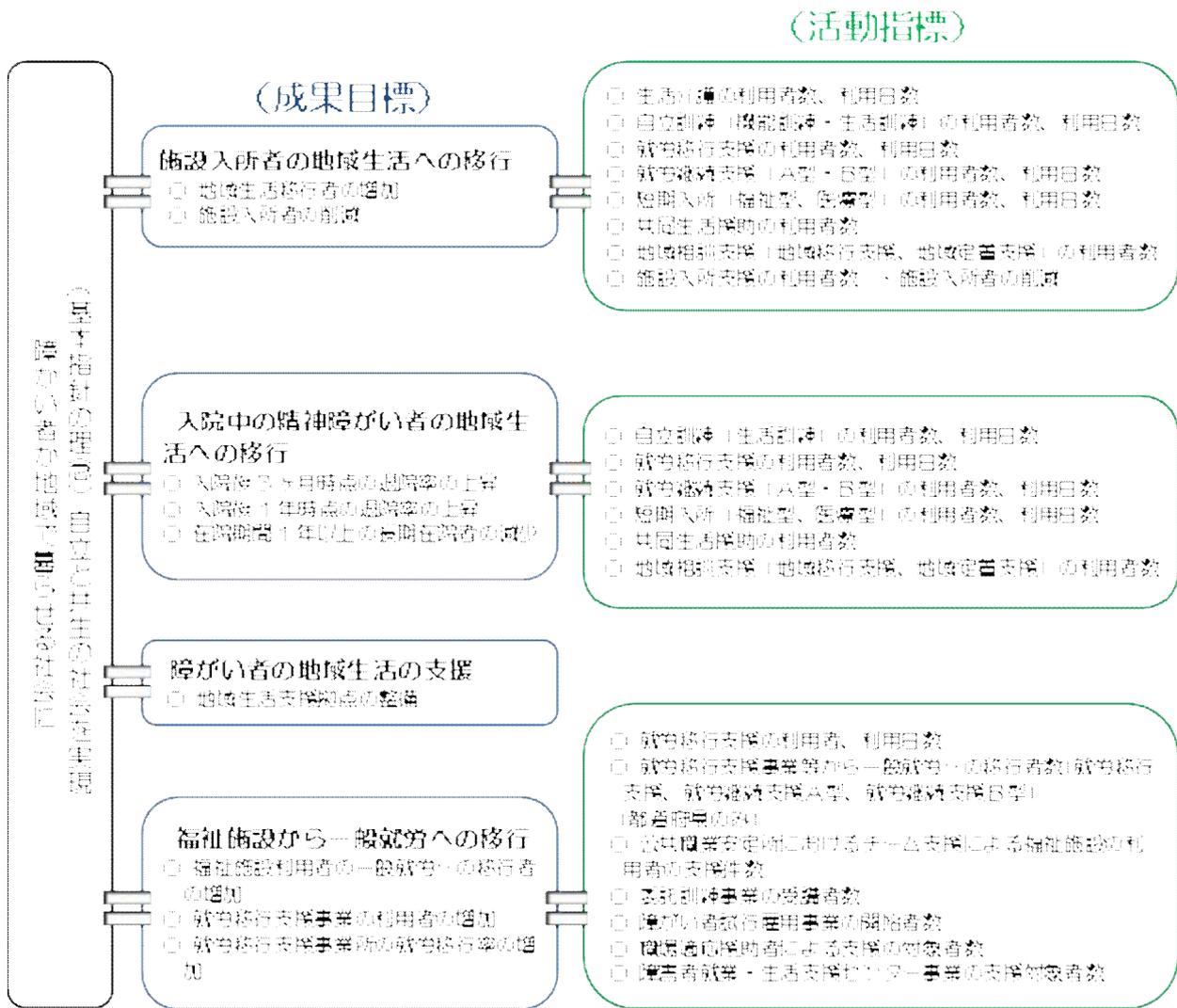
#### 4. 計画が実効性をもつために

- 大阪府では、予算事業だけでなく、予算を伴わない取組みも含めあらゆる手法を用いて、計画に実効性を持たせることが必要であると考えています。具体的な事業や取組みについては、そのときどきの要請、状況に応じて検討していくこととし、引き続き、適切な状況把握と効果的な事業実施に向け、最大限の努力をしていきます。
- また、国に対しては、障がい者の自立と社会参加を実現する上で必要な法制度や施策の創設・改正がなされるよう、具体的な要望及び提言を行っていきます。さらに、施策の進捗状況をふまえ、市町村など関係者との連携を密に図り、目標を達成していきます。

#### 5. 計画を推進する体制や進行管理をどうするか

- 計画は、大阪府のホームページに掲載し、市町村をはじめ、さまざまな関係者に周知等を図ります。
- 大阪府においては、大阪府障がい者施策推進本部のもと関係部局が連携しながら、この計画を推進し、障がい者施策の充実を図ります。
- 大阪府では、今後とも、障がい当事者を中心に関係者の意見を大切にしていきます。このため、毎年度、大阪府障がい者施策推進協議会に計画の進捗状況等を報告し、点検、評価等を受けるとともに、障がい者等への支援体制の整備を図るため、障がい者の福祉、医療、教育、雇用などの関係者で構成される大阪府障がい者自立支援協議会にも計画の進捗状況等を報告し、その対応策などについての意見を聴き、計画の推進を図っていきます。  
障がい者雇用・就労の促進に向けては、大阪府障がい者自立支援協議会の下に、国等の関係機関の参画を得て設置した就労支援部会を中心に施策の推進に取り組みます。
- なお、第4期障がい福祉計画については、国の基本指針により、平成29年度を目標年度として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定するとともに、平成27年度から平成29年度までの各年度の障がい福祉サービス、相談支援及び障がい児支援等の各分野における取組みの状況を分析するための指標（活動指標）を設定し、その見込値の達成のための方策等を明らかにすることにより、同計画の目標を実現していかなければならないこととされています。このため、方策等については第3章に反映するとともに、成果目標や活動指標等については第4章において掲載しています。また、「成果目標」については年1回、「活動指標」については年2回、その進捗状況の分析・評価等を行い、その結果を公表します。

# (第4期大阪府障がい福祉計画における成果目標と活動指標の関係)



## 第2章 基本的な視点

大阪府は、以下の基本理念、基本原則に基づいて施策を推進していきます。

### 1. 基本理念

#### 人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり

これは、第3次大阪府障がい者計画（後期計画）の基本理念（「人が人間（ひと）として普通に暮らせる自立支援社会づくり」）が引き続き重要であることを認識しつつ、障害者基本法の改正などをふまえ、新たに以下の点を盛り込むものです。

##### ① 合理的配慮の実践

障害者基本法に明記された「必要かつ合理的な配慮」を社会全体が真剣に考えていくことが必要であり、社会を構成する個々人の「支えあい」により、合理的配慮の実践が広がっていく社会であること。

##### ② とともに生きる社会の実現

障がいの有無や程度に関わらず、だれもが誇りと尊厳を持って、社会を構成する一員として暮らす共生社会・インクルーシブな社会（ともに生きる社会）であること。

##### ③ 支援の拡充

今後、こうした社会を実現するため、障がい者に対する支援を拡充し、引き続きその自立を支えていくこと。

### 2. 基本原則

#### （1）権利の主体としての障がい者の尊厳の保持

すべての障がい者は基本的人権を有しています。これまでは保護されるべき者という見方が強かったと考えられますが、障害者基本法において権利の主体としての位置づけが明確にされました。障がい者は権利の主体として、いつ、いかなるときにおいても人間（ひと）としての尊厳を保持されなければなりません。

#### （2）社会的障壁の除去・改善

障がい者を定義するに当たって、これまでは、当事者の心身の機能障がいが重視されてきました。しかし、障害者基本法において、障がい者は、障がいがあるだけでなく、社会との関係の中で日常生活上の制限を受ける者というように、社会との関係を含めて定義されることとなりました。したがって、今後は障がい者にのみ機能障がい克服の努力を求めるのではなく、障がい者の自立や社会参加を妨げている社会的障壁を除去し、改善することを考えなければなりません。

### (3) 障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求

障害者基本法において、相手方に過度の負担を課すものではないときは、障がい者が必要とする社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がされなければならないことが明記されました。現状では依然として障がい者に対する差別・偏見が存在していると言わざるを得ず、今後は、同法で示された「必要かつ合理的な配慮」について普及を図りながら、差別のない社会の構築に一層取り組んでいかなければなりません。

### (4) 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

障害者基本法第1条においては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが規定されています。

障がいの有無に関わらず、それぞれの個性と差異と多様性が尊重され、それぞれの人格を認め合う「共生社会」、そして、障がい者が社会の構成員として分け隔てられることなく地域社会とともに自立し支えあう社会（インクルーシブな社会）の実現を追求していくことが重要です。

また、障害者基本法で、言語に手話が含まれることが明らかにされたように、今後、意思疎通のための手段についての選択の機会を確保することが重要です。

### (5) 多様な主体による協働

上記(3)の「必要かつ合理的な配慮」という考えが導入されたことは、今後、障がい者の自立と社会参加という課題を、より社会全体で考えなければならなくなったことを意味します。

さらに、多様化する障がい者ニーズに対応し、障がい者の自立と社会参加を進めていくには、行政、障がい当事者や家族、府民、事業者、NPO、地域団体など多様な主体の参画と協働により障がい者施策を進めていくことが重要です。

## 3. 障がい者の自立と社会参加のために私たちは何をすべきか

「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会」を実現していくためには、上記のとおり、社会を構成する多様な主体が自らの役割を自覚し、それぞれの持てる力を発揮、協働して社会全体としての取組みを進めていかなければなりません。

### (1) 府民の皆さん一人ひとりに考え行動していただきたいこと

○ さまざまな施策の進展や関係者の努力等にも関わらず、障がい者の自立と社会参加は未だ十分とは言えません。こうした現状を改善するためには、まず何よりも、府民

の皆さんが障がい者を取り巻く状況や障がい・障がい者に対する正しい理解と認識を持っていただくことが不可欠です。

単に「障がい者」といっても、それぞれの障がい特性によって課題や支援方策は大きく異なります。また、障がい者に優しい社会はだれもが暮らしやすい社会でもあります。こうした点への認識を深めるためにも、障がいのある人と交流する場を持つことは大切です。そして、「ともに生きる社会」を実現するため、障がい者がグループホームなど地域で暮らすことや社会参加することに協力し、障がい者を支える活動に積極的に参加することが期待されます。

また、障害者基本法に「必要かつ合理的な配慮」を行うべきことが明記されたことを忘れてはなりません。「合理的配慮」について議論を深めながら、実践していくことが必要です。

- 企業等においては、障害者雇用促進法や「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」（ハートフル条例）に基づき、多くの障がい者が働くことができる場を提供することはもとより、障がい者が職場に定着し能力を発揮できるような職場環境を整備することが求められています。職場における「合理的配慮」も実践していくことが必要です。

また、近年、社会貢献の一環として、障がい者支援施設等で生産された製品の購入など、直接の雇用に依らずに障がい者の経済的自立や社会参加の促進に寄与する取り組みも期待されています。

## （２）障がい者自身に取り組むこと

障害者基本法において、障がい者は権利の主体として位置づけられています。地域で自立した生活を送ることができるよう、十分な情報提供を受けたいうえで、必要とするサービスを利用することができます。そのためにも、社会との関係を構築し、必要なサービスを利用しながら、自立と社会参加に向けて努力することが求められます。例えば、一定年齢になれば働き、人との交流を通じた心身の成長や社会貢献ができるという意識を障がい者自身とその家族が持つことが重要です。

さらに、地域や社会のことをともに考え、地域社会に参画していきましょう。「サービスの受け手」となるだけでなく、同じ障がいがある人同士の支えあいや他の障がい種別の人への支援など「サービスの担い手」としての役割も期待されます。その際、地域の障がいのある人同士が仲間となり、障がい者の生活の質を高める活動を広げていくことも期待されます。

## （３）専門性が期待される事業者

障がい者の尊厳を保持するためには、サービスを提供する事業者が適切な情報提供を行いながら、障がい者のニーズに応じた質の高い支援を安定的に提供し、その社会的役割を果たしていくことが重要です。

事業者は、他の事業者と連携、協力しながら、不断に専門性を向上させることによって、社会的評価を高めていかなければなりません。

#### （４）広がる市町村の役割

市町村は、住民に身近な基礎的自治体として、また、援護の実施者として、障がい者のさまざまなニーズにきめ細かく対応していくことが必要です。

また、個別の対応のみならず、「まちづくり」の観点から、住民に対する説明責任を果たしながら、サービス基盤の確保や障がい者の権利擁護システムの構築、既存の社会資源の活用など、地域全体として障がい者等のニーズに responding していく方策をより積極的に検討する必要があります。そのためには、地域の実情の把握に努めるとともに、自らの施策立案能力を高めていくことが期待されます。

#### （５）大阪府の責務

大阪府は、広域的、専門的な観点から、市町村と連携し、障がい者が、いつでも、どこでも必要なサービスを利用し、自立した生活を送り、社会参加できるよう、障がい者施策に取り組みます。このため、人材の量的・質的な確保やノウハウの提供、市町村などに対する必要な情報提供や助言・援助等の支援を行います。また、市町村ごとにサービス水準の格差が生じないように、基盤整備に向けた課題の研究や、課題解決に向けた支援を行うとともに、単独の市町村では取り組みにくい分野について、基盤整備に向けて市町村間の調整を図っていきます。

これまでの先駆的な事業によって蓄積してきた知識・技術を生かし、さらに発展させるという気概を持って必要な施策を推進します。厳しい財政事情や経済状況の中にあっても、必要な予算を確保しつつ、予算を伴わない取組みなど創意工夫を凝らしながら、施策立案モデルとして府内市町村に提案できるよう取組みを進めていきます。

また、制度の運用実態や障がい者等の意見の把握に努め、制度の見直しや改善が必要な課題に関する国への積極的な提言も、大阪府の重要な役割です。

## 第3章 施策の推進方向

### 第1節 最重点施策

大阪府は、障がい者の自立と社会参加に向けたさまざまな取組みを実施しますが、特に次の3つの分野を最重点施策として強力的に推進します。

#### 1. 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進

障害者権利条約が示しているとおり、障がい者が自ら住みたいと思う場所で、当たり前前の生活を送ることが重要です。

入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者が、地域生活基盤の整備の遅れによって地域とのつながりもないままに施設等で生活することを余儀なくされるのではなく、本人の希望に応じて地域生活を送れるようにするため、一層強力的に地域移行を推進していきます。

地域移行は、「施設等から生活の場を移すための支援」だけではなく、個々人が地域で生活経験を積み上げていく「生活づくり」の支援であり、安心して地域で暮らし続けることを含めて支援をしていきます。

また、地域移行の本質は、地域での生活基盤の整備とそれを担う人材の確保、充実にあることを認識し、地域での住まいの場をはじめ、介護や日中活動の場などのさまざまなサービス、権利擁護システムなどを整備していきます。

#### 【数値目標（平成29年度）】

- 地域移行：平成25年度末時点の施設入所者数の14.9%以上
- 入所者数の減少：平成25年度末時点の施設入所者数の5.6%以上
- 精神科病院からの退院促進：平成29年度の調査時点（6月30日）までに入院後3ヶ月時点の退院率を64%以上とし、入院後1年時点の退院率を91%以上とします。また、平成29年度の6月末時点の在院期間1年以上の長期在院者数を、平成24年度の6月末時点から18%以上削減します。

#### 【数値目標】

- 地域移行を進め、18歳以上の障がい児入所施設利用者ゼロ（平成29年度末）

#### 2. 障がい者の就労支援の強化

働くことは、経済的自立に資するのみならず、生きがいや社会とのつながり、自己実現という観点からも大きな意義があります。

また、今後、生産年齢人口の減少や高齢者人口の急増、さらには人口そのものが減少し、産業、都市構造、人々の暮らしなどに大きな変化や影響が生じることが懸念される

我が国においては、より多くの障がい者が能力を發揮できる社会を構築していくことが重要です。

そのため、障がい種別や障がいの程度、特性、個々の適性、ニーズに応じたきめ細かな就労支援の強化を図ります。

さらに、働き始める支援にとどまらず、安心して働き続けることができるよう（職場定着支援）、また、離職したとしても再就職ができるよう、きめ細かく支援します。

とりわけ、平成 30 年 4 月から「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、大幅な増加が見込まれる精神障がい者の就労者に対して、障がい特性をふまえた職場定着支援が重要な課題となっています。

#### 【数値目標】

- 府内民間事業主における実雇用率：2.0%以上（平成 29 年 6 月）
- 福祉施設からの一般就労者数：1,500 人以上（平成 29 年度）
- 就労移行支援事業の利用者数：2,978 人以上（平成 29 年度末時点の利用者数）
- 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加：就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上（平成 29 年度）
- 障害者就業・生活支援センターの支援による就職者の1年後職場定着率：90%（平成 29 年度）

### 3. 施策の谷間にあった分野への支援の充実

一般に、身体障がい、知的障がい及び精神障がいを「3障がい」と表現していますが、近年では、精神障がいの一類型である発達障がいや高次脳機能障がいといった障がいも注目されています。これらは、周囲からはわかりにくい障がいであることに加え、従来の精神障がい者に対するサービスだけでは十分に対応できないという課題があります。

また、障がい児に対する支援は成人に対する支援とは異なる部分があり、保護者も含め家族単位で支援することが必要ですが、これまでサービス基盤の整備が遅れてきたことは否めません。児童福祉法が障がい児への取組みを強化するという視点で改正されたことや、今後の国の動向もふまえた対応が必要です。

加えて、高度医療の進展等に伴い、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者が増加傾向にある中、こうした重度の障がい者が、地域で安心して生活を送ることができるようにするため、また家庭で重症心身障がい児者を介護している家族の負担を軽減するための基盤整備が急務となっています。

さらに、視覚と聴覚に重複して障がいがある盲ろう者については、日常生活や社会参加を支えていく上で、コミュニケーション支援及び移動の支援を一層充実させていくことが重要であり、盲ろう者の障がい特性に応じた支援が必要です。

なお、平成 25（2012）年 4 月の障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者の範囲に 130 疾病の難病等が追加されました。また、平成 26（2014）年 5 月に難病医療法が成立したことによる医療費助成の拡大に伴い、平成 27（2015）年 1 月より障がい福祉サービスの対象が 151 疾病に拡大されました。平成 27（2015）年の夏から秋

頃にもさらなる拡大が予定されており、引き続き、難病の患者等への支援体制の整備が重要な課題となっています。

【数値目標（平成 29 年度）】

- 発達障がい児に対する専門療育の実施市町村数：43 市町村
- 高次脳機能障がい地域支援ネットワークの構築：8 圏域（すべての二次医療圏）
- 重症心身障がい児者地域ケアシステムの実践：6 圏域（大阪市、堺市を除く二次医療圏）
- 喀痰吸引等を実施する障がい福祉サービス事業所数：新たに 180 事業所
- 大阪府登録盲ろう者通訳・介助者：600 人

## 第2節 生活場面に応じた施策の推進方向

### I 生活場面「地域やまちで過ごす」

#### 1. 現況と10年後のめざすべき姿

##### 【めざすべき姿】

障がい者が地域で快適に暮らし活動している

##### 【現状の評価と課題】（P.120～P.125参照）

大阪府では、入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者の地域生活への移行について早くから取り組み、設定した目標に対し順調に進んできました。また、公営住宅のグループホームとしての活用や移動支援事業のように、全国的にも充実しているものもあります。さらに、「福祉のまちづくり」の取り組みも、進展してきました。

しかしながら、本来は地域で生活することができる障がい者がそれを実現できていない場合も今なお多くあります。今後は、計画において最重点課題として位置づけた地域移行について、より社会的な広がりのある動きとなるよう進め、障がい者が、だれと、どこで、どのように暮らすのかを自らが選択できる社会をめざします。

また、在宅で家族とともに暮らしている障がい者の場合、いずれ家族等が高齢化などによって介護できなくなるのではないかと不安を抱くことも多くなっています。こうしたいわゆる「親なき後<sup>1</sup>」も想定し、家族等が元気づちから独立して暮らすことができるようにしていくことも必要です。

そのため、市町村とともに、住まいや介護、日中活動、相談支援などの福祉サービス、生活基盤の整備を進めていきます。このようなサービスの充実は、障がい者が自身のニーズをふまえた快適な暮らしを送るために必要なものであり、さらに、在宅において障がい者を介護する家族への支援にもつながるものです。

そして、住まいや福祉サービスだけでなく、障がい者が交通機関等を利用して自由にまちに出かけられるよう引き続き「福祉のまちづくり」を進めます。

このようなさまざまな社会資源を利用しながら、障がい者が地域で心豊かに安心して暮らし、いきいきと活動できるようにしていきます。

<sup>1</sup> 「親なき後」とは、障がいのある人が家族等によって自宅で介護等を受けている場合において、その家族等が高齢になったり死亡することにより、その介護等を受けられなくなることです。その後の介護や財産管理などをどうするかという問題が発生します。

## 2. 個別分野ごとの施策の方向性

### (1) 入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす

#### ① 入所施設からの地域生活への移行

- 入所施設からの地域生活への移行については、「広がり」と展開力のある地域移行<sup>2</sup>を推進します。このため、市町村に対し、地域体制整備のための調整担当者（地域体制整備コーディネーター<sup>3</sup>）への助言や配置の働きかけ、関係者に対する研修を行うとともに、市町村が自立支援協議会を活用しつつ、援護の実施者として地域移行に主体的に関与できるよう支援します。

また、施設入所希望者の入所の必要性を精査しつつ、必要な福祉サービスにつないでいくとともに、入所施設の地域生活を支えるための機能を活用することで、地域での生活を継続できるよう取組みを進め、施設入所者数の減少に取り組めます。

#### 【数値目標（平成29年度）】

- ・ 地域移行：平成25年度末時点の施設入所者数の14.9%以上
- ・ 入所者数の減少：平成25年度末時点の施設入所者数の5.6%以上

- 障がい児入所施設における18歳以上の利用者について、地域生活を支える福祉サービスの拡充を図りながら、地域移行の取組みを進めます。

また、幼児学齢期から、成人期になって地域で自立した生活ができるよう、生活技能の獲得に向けて支援していきます。

#### 【数値目標】

- ・ 地域移行を進め、18歳以上の障がい児入所施設利用者ゼロ（平成29年度末）  
《参考》18歳を超えて入所している障がい児施設入所者数(平成26年度)79人

#### ②精神科病院からの地域生活への移行

- 入院中の精神障がい者について、相談支援事業者や退院促進ピアサポーター等による支援によりその退院意欲を醸成するとともに、退院後の生活を支援する体制を整備するなどにより、退院促進と地域生活への移行を引き続き進めます。

<sup>2</sup> 「広がり」と展開力のある地域移行」とは、大阪府立施設の入所者を中心とした地域移行だけではなく、民間施設や障がい児入所施設の入所者も含めた地域移行を進めるとともに、市町村との連携をより強化し、施設等からの退所・退院のみに着目するのではなく、地域の住まいや日中活動の場等の生活基盤の整備を促進することを表しています。

<sup>3</sup> 「地域体制整備コーディネーター」は、施設入所者等に対する相談や情報提供等による意識醸成、保護者理解の促進、市町村や相談支援事業者等とのケース検討や利用調整、地域住民の理解促進等を行います。

### 【数値目標（平成29年度）】

- ・入院後3ヶ月時点<sup>\*</sup>の退院率：64%以上  
※平成28年6月に入院した患者の平成28年8月の退院率
- ・入院後1年時点<sup>\*</sup>の退院率：91%以上  
※平成28年6月に入院した患者の平成29年5月の退院率
- ・平成29年度の6月末時点の在院期間1年以上の長期在院者数を平成24年度の6月末時点から18%以上削減

### （2）入所施設の今後の機能のあり方

- 入所施設が、施設内の一層の環境改善を図り、地域により開かれた運営を行うとともに、障がい者の地域生活を支えるサービス供給機能を強化し、地域移行を進めるための体験型の福祉ホームなど中間的なステップの場を展開できるよう、施設とともに考え、助言等の支援を行います。
- 強度行動障がい者や触法障がい者などの地域移行を支えることができるよう、入所施設を活用し、支援プログラムを開発するとともに、二次障がいの予防等障がいの特性に応じた一定の知識や技術を持った支援者を養成します。
- 障がい児入所施設については、今後、国において入所施設の機能等について検討することとされており、このような状況もふまえつつ、その在り方を検討していきます。

### （3）地域で暮らし続ける

#### ①グループホームなど住まいの確保

- 少人数が暮らす住まいであるグループホームを、障がい者の地域での自立につながる暮らしの場として、また、住まいと支援を併せ持った居住支援の一形態として整備します。また、重度重複障がい者や医療的ケアが必要な障がい者等も利用できるグループホームの整備に向けた検討を進めます。  
さらに、府営住宅をはじめとした公営住宅をグループホームとして活用するとともに、UR（都市再生機構）賃貸住宅や公社賃貸住宅においても、グループホームとしての活用について、関係団体と連携を図りながら実施します。

### 【数値目標（平成27年度～29年度）】

- ・公営住宅のグループホーム等としての活用：243人分  
《参考》平成23年度～25年度実績：200人

- 障がい者が地域で暮らすために必要な住まいに関する情報を一元化し、わかりやすい情報提供に努めます。

- 公的賃貸住宅への障がい者のいる世帯の優先入居等について、事業主体の状況に応じて促進を図ります。
- 障がい者に対する民間賃貸住宅への入居促進に努めるとともに、民間賃貸住宅への円滑な入居や、見守りや相談体制などの課題を共有・検討し、新たな住宅セーフティネット構築をめざして、行政と不動産関係団体や居住の支援を行う団体等による居住支援協議会を立ち上げ、居住支援に関する各種取組みを進めます。
- 障がい者に配慮した住宅の整備・改造を促進します。

## ②必要な福祉サービスの確保

- 地域移行や学校卒業後の受け皿として日中活動の場は必要不可欠であり、地域の実情に応じて多様な形で整備を図ります。また、地域活動支援センターがすべての市町村で設置されるよう働きかけていきます。さらに、家族からの早期の自立を視野に入れた「親なき後」に対応する支援体制の充実等を図り、在宅障がい者とその家族への支援にもつながる地域生活を支える日中活動や介護、短期入所等の福祉サービスの基盤整備を進めます。
- さらに、市町村又は圏域において、障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う地域生活支援拠点等の整備を進めるにあたって、必要な支援を行います。
- 高次脳機能障がい者をさまざまな障がい福祉サービス事業所で支援できるよう、支援ノウハウの普及を図ります。  
また、難病患者等が福祉サービスの対象となった趣旨をふまえ、難病患者等への適切なサービス提供に向けて、事業者の支援等を行います。
- 身体障がい者補助犬の普及などにより障がい者の移動手段を確保し、個々の障がい者の社会参加・余暇活動を支えます。また、移動支援事業が適切に確保されるよう国や市町村に働きかけます。
- 必要なサービスが適正に供給されるよう、市町村への支援や事業者への助言・指導を行います。また、重度訪問介護や行動援護等、長時間の介護を要する重度障がい者の訪問系サービスについて、必要な制度の改善を求めていきます。

## ③相談支援体制の強化

- 障がい者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題を汲み取り、きめ細かく対応して適切な福祉サービス等につなげていく相談支援の充実を図ります。特に、障害者自立支援法の改正により創設された基幹相談支援センターや、地域生活に必要な指定相談

支援事業所が、すべての市町村で設置されるよう働きかけます。

【数値目標（平成 29 年度）】

- ・ 基幹相談支援センター設置市町村数：43（すべての市町村）

- 相談支援専門員が、さまざまな障がい種別に対応する能力や、福祉だけでなく就労や教育等さまざまな分野の知識を習得するとともに、専門的な助言や調整を行う力量を高めることができるよう、研修等を充実します。相談支援に係る市町村への支援機能を持つ大阪府障がい者自立相談支援センターの専門性を活かし、相談支援専門員等の人材の育成に取り組みます。  
また、ピアカウンセラーやピアサポーターが各相談支援事業所に配置されるよう、一層の普及を図ります。
- 発達障がいに関する相談に対応できるようにするため、大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）のノウハウを活かし、市町村における体制整備を支援します。  
また、ひきこもりを中心とした成人期の発達障がい者（可能性のある人を含む）への診断前相談や訪問相談等を行うとともに、その支援実績をふまえて発達障がいの可能性のある人への支援プログラムを作成し、市町村をはじめとした地域の支援機関において発達障がいの可能性のある人への気づきの促進と各相談窓口における発達障がい者への支援スキルの向上を図ります。
- 慢性疾患患者を含む難病患者や腎臓機能などの内部障がい者への当事者による相談支援窓口として開設された難病相談支援センターの一層の充実を図ります。
- 「高次脳機能障がい相談支援センター」を周知するとともに、高次脳機能障がい者の社会復帰等に向けた専門的な相談機能等の向上に努めます。  
また、高次脳機能障がい者の社会復帰等に関わる市町村、医療機関、福祉サービス事業所等の職員に対する研修、関係機関の連絡調整等を行います。

④自立支援協議会の機能強化

- 自立支援協議会は、地域における福祉サービスや相談支援体制の整備の中核となるものであることから、法定化や、大阪府域全市町村に自立支援協議会が設置されたことをふまえ、さらにその活動が活性化するよう支援します。
- とりわけ、地域移行・地域定着支援については、自立支援協議会等が中心となって、指定一般相談支援事業者と入所・入院中の障がい者をつなぎ合わせ、地域移行に至るまでの総合的な調整等の機能が担えるようにします。また、精神科病院や入院患者に対して働きかけ等を継続的に実施していくため、保健所は自立支援協議会等を通じて市町村を支援していきます。

- 大阪府障がい者自立支援協議会については、府域全域で共通の課題について把握し、課題の要因分析を行い、解決に向けた方策を検討する場として、市町村の自立支援協議会との連携強化に取り組むとともに、大阪府全域の支援体制の整備に向けた主導的役割を担う協議の場として、大阪府障がい福祉計画の進捗状況の把握や助言等、その所掌事務に適切に取り組めます。また、地域移行や就労支援、障がい児支援などに関する専門部会等を設置し、課題の要因分析を行い、解決策を協議し、具体的な地域資源の整備計画の策定等につながるよう助言等を行います。

【数値目標（平成 29 年度）】

- ・地域移行に関する専門部会等を設置する市町村数：43（すべての市町村）
- ・就労支援に関する専門部会等を設置する市町村数：43（すべての市町村）

⑤地域福祉の視点

- 地域住民の参加と協力による見守り・声かけやサロン活動（地域の中でだれでも参加・交流できる居場所）などの小地域ネットワーク活動事業について、障がい者支援の充実強化や、障がい者の参加を促進します。

また、地域福祉のセーフティネットの充実を図るため策定された地域福祉支援計画に障がい当事者のニーズを反映する取組みを進めます。地域福祉の推進を担う地域の社会福祉協議会が、障がい者福祉にさらに積極的に取り組むよう働きかけます。

- 身近な地域での相談活動を一層普及し、重層的なネットワークの構築を図るとともに、コミュニティソーシャルワーカー<sup>4</sup>が自立支援協議会に参画するなど、障がい者の相談支援機関との連携を進めます。

⑥障がい者に対する住民の理解

- 地域住民の理解を得ながら、知的障がい者や精神障がい者等のグループホーム等が円滑に設置できるよう、関係機関において積極的に広報・啓発などを行います。

⑦福祉サービスを担う人材の確保

- 福祉サービスを支える人材の社会的な評価が向上するよう、高等学校での福祉教育の実践や、障がい種別や特性をふまえた計画的な研修の実施など人材確保と資質の向上に取り組めます。

また、介護サービスなどの福祉現場への障がい者の参画を進めます。

---

<sup>4</sup>「コミュニティソーシャルワーカー」とは、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を支援を必要とする人に結びつけたりすることをめざすコミュニティソーシャルワークを行う者をいいます。

#### (4) まちで快適に生活できる

- 「福祉のまちづくり」を推進し、建築物についてバリアフリーに関する基準の適合を義務づけるとともに、福祉のまちづくりに関する啓発を行います。
- 一体的・総合的なバリアフリー化を推進します。特に、既存の公共施設（道路、公園、公営住宅など）について積極的に施設改修等を実施し、バリアフリー化を進めます。
- 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称「バリアフリー法」）に基づき、障がい当事者等が参画した市町村協議会の運営支援や、基本構想未策定市町村に対し策定を要請するなど、駅等の公共性の高い施設及びそれらを結ぶ生活関連経路の円滑な移動を進めます。また、策定された基本構想についても施策の段階的・継続的な発展を図るなど、市町村等の関係者が、地域のバリアフリー化に積極的に取り組むよう支援します。
- 障がい者が安全に利用できるよう鉄道駅舎や踏切の安全の確保を図るとともに、ホームからの転落防止対策としての「可動式ホーム柵」などの設置等についての鉄道事業者の取組みを支援します。
- 車いす使用者用の駐車場の適正利用を促進するために、府民に対する啓発活動に取り組みます。また、車いす使用者の駐車スペースと、高齢者や妊娠中の方など他の配慮すべき人の駐車スペースをそれぞれ確保する、いわゆる「ダブルスペース」の設置に向けた取組みを進めます。さらに、利用証を交付することにより、これらの「ダブルスペース」に駐車できる対象者を明確にすることで、不適正な駐車抑制をめざす「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」の更なる普及に努めます。

## 【コラム】高次脳機能障がい者の日中活動の場

高次脳機能障がいは、病気や事故などで脳に傷がつくことで、直前に覚えたことも忘れてしまう記憶障がいや、自分の感情が抑えきれなくなり、突然怒り出したりする感情障がいなどに特徴がありますが、これまで地域で対応できる社会資源が不足している状況にあります。

こうした中で、大阪府豊中市にある工房「羅針盤」は、制度の谷間、社会の谷間で周囲の理解が得られず、本人や家族がとまどいながら生活をしている高次脳機能障がい者を受け入れている数少ない事業所の一つです。

ここは、その名のとおり、「二度と道に迷わない。」「利用希望の方はすべて受け入れる。」という思いを胸に、「焦らず諦めず」を合言葉に、利用者の方と向き合い、ご家族や医療機関とも調整しながら、個々の特性により添い、ゆっくり前進しながら支援を進めています。その過程の中で、どのような障がいかというだけでなく、これまでの人生背景も考慮しながら、今後の人生設計の目標に応じた支援を展開しています。

また、高次脳機能障がいでは、他者との関わりの中で障がいを認識し、訓練への意欲を持つようになり、生活が改善していくという特徴もあります。こうした点も<sup>5</sup>まえながら、ガラスアートやオリジナル洋菓子の製作などさまざまな作業を通じて、注意障がいや記憶障がいなどの訓練を行っています。そして、当事者だけではなくご家族への支援も大切にしています。

「羅針盤」では、ご家族の疲労感、負担感を軽減し、当事者の支援に良い影響となるよう、関係機関とも連携しながら家族会をバックアップしています。

## 【コラム】東大阪市における精神障がい者地域移行チーム支援事業

精神科病院に入院をされている方々への退院に向けた支援は、病院や地域関係機関などが連携協力しながら進められていますが、入院されている方の中には、病気の症状は安定し、退院できる状態にありながら、ご本人の意欲がないことや退院後の生活に対する不安などから、なかなか退院に至らない場合があります。

これらの課題に対応するべく、東大阪市圏域では、平成22年度のモデル病棟訪問活動をベースに、平成23年度から市内の2つの病院と行政、地域の支援機関が協力し、精神障がい者地域移行チーム支援事業を始めています。この事業では、当事者、相談支援事業者、行政など地域におけるさまざまな支援スタッフが、チームを作って、定期的に病棟を訪問します。入院患者の方々との日頃の会話や社会資源見学ツアー等のプログラムを通じて、実際の地域生活にもとづいた生きた情報を提供したり、費用面の問題から福祉サービスの利用の仕方まで、退院に関する悩みを直接聞いていきます。

このような活動を続けていく中で、入院中の方々からいろいろな話を聞いただけではなく、直接話をしなくても、地域の支援者のそばに来て、他の方々が話をしているのを興味深そうに聞いている方の姿も見られるようになり、病院の看護師さんからは、「患者さんが以前よりも退院に積極的になってきたように思います。」といった意見が寄せられるようになってきました。また、病棟からも、「あの人が退院して地域で頑張っているのだから、自分も退院できるのではないか。」「あんなふうに支援者が地域で応援してくれるのであれば安心できる。」との声が聞かれるようになりました。

地域から病棟への定期的な訪問活動をとおして、入院中から地域の支援者との関係を作ること、病院だけではなく地域の支援者も一緒になって入院患者の退院の可能性を探ること、そしてなによりも、入院が長期化している患者さんに「地域の風」を入れることの大切さを、病院と地域双方の支援者が再認識しています。

### 3. 具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
(1)入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす ①入所施設からの地域生活への移行	
<p>○入所施設利用者の地域移行の推進(地域生活支援課、生活基盤推進課)</p> <p>市町村の基幹相談支援センターや地域相談支援事業者等との連携のもと、地域移行支援・地域定着支援が推進されるよう、援護の実施主体である市町村を支援していきます。</p> <p>また、入所施設に対して、施設利用者が地域移行するための支援計画の作成及びそれに基づく適切な支援を提供するよう指導します。</p> <p>なお、施設入所支援については、待機者が相当数存在しており、入所者が地域移行等により退所した場合であっても、すぐに新たな入所者が発生し、入所者数の減少を見込むことが困難であることから、入所施設の地域生活を支えるための機能を活用し、地域での生活を継続できるように取組みを進めます。具体的には、入所施設の定員の一部を短期入所として活用すること等により、短期入所の整備をより進めていく等の検討を行います。</p>	<p>目標値(平成29年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所施設利用者の地域移行目標 14.9%(平成25年度末時点の施設入所者数と比較)</li> <li>・入所施設利用者の減少目標 ▲5.6%(平成25年度末時点の施設入所者数と比較)</li> </ul>

<p>○地域移行・地域定着支援のための推進体制の整備(地域生活支援課)</p> <p>入所施設からの地域移行・定着支援については、基幹相談支援センター等に配置される地域体制整備コーディネーターが施設入所者の意向確認や意識醸成等、地域移行に至るまでの総合的な調整等の機能を担い、指定一般相談支援事業者による円滑な支援につなげていけるよう市町村に働きかけます。</p>	
<p>○障がい児施設における地域移行の推進(地域生活支援課)</p> <p>障がい児入所施設における18歳以上の利用者の地域移行に取り組む施設に対し、活動費の助成等支援します。</p>	<p>目標値(平成29年度末) 地域移行を進め、18歳以上の障がい児入所施設利用者ゼロ</p>
<p>(1)入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす ②精神科病院からの地域生活への移行</p>	
<p>○精神障がい者の社会的入院の解消(地域生活支援課)</p> <p>退院可能なすべての精神障がい者の円滑な地域移行を進めるため、地域移行のノウハウを有する相談支援事業所および退院促進ピアサポーター等により、精神科病院における長期入院患者等に対して、地域移行支援導入に向けた継続的な働きかけを行います。また、保健所等の専門機関は、市町村及び相談支援事業所等の地域関係機関を支援します。</p>	<p>目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年6月に入院した患者の入院後3ヶ月時点(平成28年8月)の退院率を64%以上とする</li> <li>・平成28年6月に入院した患者の入院後1年時点(平成29年5月)の退院率を91%以上とする</li> <li>・平成29年6月末時点の在院期間1年以上の長期在院者数を、平成24年6月末時点から18%以上削減する</li> </ul> <p>※上記に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①長期入院精神障がい者の地域移行にかかる研修会等の実施回数</li> <li>②退院促進ピアサポーターの活動回数</li> </ul> <p>についても毎年の状況を把握</p>
<p>○精神障がい者への障がい福祉サービス等の情報周知(地域生活支援課・地域保健課)</p> <p>精神障がい者に対する障がい福祉サービス等の情報の周知と障がい受容の支援を行います。障がい福祉サービス等の情報を身近な市町村において一元的に提供できるよう、市町村障がい者相談支援事業の充実を支援します。刊行物やホームページによる情報提供の他、ピアサポーターの活用など、情報提供の一層の充実に努め、精神障がい者の自立活動を支援します。</p>	
<p>(2)入所施設の今後の機能のあり方</p>	
<p>○障がい者支援施設における施設入所支援サービスの充実等(生活基盤推進課)</p> <p>施設が地域により開かれた運営を行うよう助言していくとともに、入所者の社会生活能力を高めるよう、施設が個別支援計画に基づいて行う支援について、研修等により助言・指導を行い、利用者サービスの向上を図ります。</p> <p>また、施設とともに入所施設の今後の機能のあり方について検討していきます。</p>	
<p>○大阪府立障がい者支援施設の運営(生活基盤推進課)</p> <p>大阪府立砂川厚生福祉センターは、強度行動障がい者や触法障がい者など民間で対応が困難な障がい者を支援する特化型施設として、新たな支援方策の研究や民間事業所に対する研修等の実施を図ります。</p> <p>大阪府立金剛コロニーは、段階的・計画的に地域移行を促進し、施設の再編と民営化を図ります。</p>	
<p>○施設職員等に対する研修の実施(指導監査課)</p> <p>施設職員の障がい者への理解を高めるとともに資質向上を図るため、リスクマネジメント、個人情報保護、人権研修、利用者本位の支援、感染症予防対策等にかかる研修を実施します。セーフティネットのソーシャルインクルージョン研修については、法人役員や施設長等も研修対象にします。</p>	<p>目標値(平成29年度まで)</p> <p>各年度の委託研修受講者数 10,000人/年(障がい者施設・事業所を含む全施設・事業所の受講者数)</p>

(3)地域で暮らし続ける ①グループホームなど住まいの確保	
<p>○障がい者グループホームの設置促進(生活基盤推進課、居住企画課、経営管理課) 障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームの整備助成や、公営住宅の空き家の活用、民間賃貸住宅の活用により、住まいの場であるグループホームの量的確保に努めます。</p> <p>グループホームの設置については、公営住宅の活用のほか、UR(都市再生機構)賃貸住宅や公社賃貸住宅のグループホームの活用について、関係団体と連携を図りながら実施します。</p>	<p>目標値(平成27年度から29年度) 公営住宅のグループホームとしての活用243人分 《参考》 グループホーム必要見込量(平成29年度) 8, 291人/月</p>
<p>○グループホーム世話人の養成(生活基盤推進課) グループホームにおける支援の充実を図るため、さまざまな障がいに対応した研修を実施し、世話人等の資質向上に努めます。</p>	<p>目標値(平成27～29年度) 養成人数250人</p>
<p>○重度重複障がい者・医療的ケアが必要な障がい者等のグループホームの整備(生活基盤推進課) 重度重複障がい者や医療的ケアが必要な障がい者等も利用できるグループホームの整備促進のための検討を行います。</p>	
<p>○公営住宅の障がい者向け募集の実施(居住企画課、経営管理課) 障がい者向け住宅の供給確保を図るため、府営住宅において、特別枠(「福祉世帯向け」「車いす常用者世帯向け」)により入居者を募集する優遇制度を実施しています。</p> <p>市町営住宅においても、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」(平成23～32年度)に基づき、障がい者のいる世帯や高齢者世帯の優先入居等の促進を図ります。</p>	<p>目標値 府営住宅については、公募戸数の概ね6割を福祉世帯向けなどの特別枠で募集しており、引き続きその確保を図る</p>
<p>○障がい者に配慮した公的賃貸住宅の整備・改善の促進(居住企画課、住宅経営室)</p> <p>▼公的賃貸住宅の供給促進 公的賃貸住宅を建設する際は、住戸内、共用部分、屋外アプローチの段差解消及び浴室、便所、共用階段、共用廊下、屋外アプローチに手すりの設置を行うなどのバリアフリー化を実施するとともに、可能な限りエレベーターを設置します。</p> <p>▼既設住宅のバリアフリー化 既設の公的賃貸住宅において、住戸内の段差解消や浴室、便所の手すりの設置等を行うとともに、共用階段、屋外アプローチの手すりの設置、段差の解消等の屋外のバリアフリー化を推進します。</p> <p>既設のエレベーターのない中層公的賃貸住宅において、事業主体の状況に応じてエレベーターの設置を促進します。</p> <p>▼車いす常用者世帯向け住宅の建設 府営住宅において、車いす常用者世帯向けに、浴室や洗い場、便器の選択、流し台の高さや手すりの位置などを身体状況に合わせて設計するMAI(マイ)ハウスを供給します。</p> <p>また、市町村が建設等を行う公営住宅についても、車いす常用者世帯のための住宅の建設を促進します。</p> <p>▼車いす常用者世帯向けの住宅改善 既設の公営住宅の改善により、車いす常用者世帯向け住宅の確保に努めます。</p>	<p>目標値 ・府営住宅におけるMAIハウスの建設戸数 220戸(平成23～32年度) ・府営住宅における車いす常用者世帯向け改善事業実施戸数 40戸(平成23～32年度) ※「大阪府営住宅ストック総合活用計画」(平成23～32年度)に基づく目標値</p>
<p>○民間賃貸住宅への入居促進</p> <p>▼大阪あんしん賃貸支援事業(居住企画課) 民間賃貸住宅市場を有効に活用し、高齢者や障がい者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅等の登録、および登録情報の提供を行う「大阪あんしん賃貸支援事業」について、引き続き住宅・協力店の登録、情報提供を実施するとともに、事業対象者の拡大や登録住宅等の要件、居住支援のあり方などの検討を行い、充実を図ります。</p> <p>▼指導監督基準の周知・啓発と適正な運用(建築振興課) 「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」では、宅地建物取引業者が、障がい者等であるという理由だけで、民間賃貸住宅の入居申込みを拒否する行為を行政指導の対象としています。宅地建物取引業者には研修等を通じてその周知・啓発を行うとともに、違反業者に対し、同基準の適正な運用に努めます。</p> <p>▼各主体が連携・協働するネットワークの構築と居住支援に関する取組み(居住企画課) 民間賃貸住宅への円滑入居や、見守りや相談体制などの課題を共有・検討し、新たな住宅セーフティネット構築をめざして、行政と不動産関係団体や居住の支援を行う団体等による居住支援協議会を立ち上げ、居住支援に関する各種取組みを進めます。</p>	<p>目標値 ・大阪あんしん賃貸支援事業の登録住宅戸数 5, 000戸(平成32年度) ・宅地建物取引業者が人権に関する指導監督基準の規制内容について認識している割合 100%(平成27年度)</p>

<p>▼地域移行・地域定着支援の推進(地域生活支援課)</p> <p>地域生活を希望する障がい者に対し、地域相談支援の円滑な実施や住宅入居等支援事業(居住サポート事業)の実施促進、あんしん賃貸支援事業との連携を図り、地域移行の推進や地域で暮らす障がい者の安全・安心な生活を支援します。</p>	
<p>○障がい者向けの民間賃貸住宅の供給(居住企画課、地域生活支援課、生活基盤推進課)</p> <p>障がい者の地域生活の場を確保するために、障がい者がサービスを受けながら安心して暮らせる民間賃貸住宅について検討します。</p>	
<p>○住宅改造に対する支援(地域生活支援課、居住企画課)</p> <p>建築技術者が障がい者向けの住宅改造の相談に的確に応じることができるよう、「大阪の住まい活性化フォーラム」において、必要な基本的知識や具体的な進め方について理解を深めることを目的に、事業者の技術力向上の一環として、研修会等を開催します。</p> <p>また、重度障がい者等の住宅を障がいの程度及び状況に応じて安全かつ利便性に優れたものに改造する場合に、改造費用を助成する市町村を支援します。</p>	
<p>○生活福祉資金(住宅貸付)の貸付(社会援護課)</p> <p>障がい者等を含む世帯に対して、住宅の増築、改築、拡張、補修、保全に必要な経費の貸付を行います。</p>	
<p>(3)地域で暮らし続ける ②必要な福祉サービスの確保</p>	
<p>○短期入所の充実(地域生活支援課)</p> <p>市町村において、自立支援協議会などを活用し、より充実したサービスの提供が行われるよう、基盤整備に向けた取組みを支援します。</p> <p>また大阪府内のどの地域においても、身近なところで必要な短期入所サービスが利用できるよう、短期入所事業所の拡大に努めます。</p> <p>とりわけ、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者などへの対応や緊急に利用する場合の対応など、利用者の多様なニーズに応じたサービス提供が行われるよう事業所や市町村と連携を図るとともに、ニーズに対応できる短期入所事業所について、市町村とも連携して充実に努めます。</p>	<p>必要見込量(平成29年度)</p> <p>短期入所:32,439人日/月 (内訳)</p> <p>身体障がい者:7,728人日/月 知的障がい者:20,140人日/月 精神障がい者:810人日/月 障がい児:3,761人日/月</p> <p>《参考》</p> <p>平成25年度:22,284人日/月</p>
<p>○在宅重症難病患者一時入院確保事業の実施(健康づくり課)</p> <p>医療的ケアが必要な在宅難病患者が介護者の疾病等の理由により、緊急に在宅での介護を受けることが困難になった場合、医療機関への補助により、一時入院することが可能な病床を確保することで、当該患者の安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図ります。</p>	<p>《参考》</p> <p>平成27年度予定</p> <p>重症難病患者一時入院分</p> <p>70日/年(府全域)</p>
<p>○在宅障がい者へ支援体制の充実(生活基盤推進課、地域生活支援課)</p> <p>地域定着支援など、障がい者が地域生活を継続していくための制度の推進等を図るとともに、「親なき後」など一人暮らしの障がい者等が、安心して地域での生活を送ることができるよう、市町村に対する必要な助言等を通じて支援体制の充実に努めます。</p>	
<p>○地域生活支援拠点の整備(生活基盤推進課)</p> <p>障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う地域生活支援拠点等について、市町村又は各圏域において、既存資源等を含め地域の実情を把握した上で、必要な機能の整備・連携が図られるように必要な情報提供や助言を行います。</p>	
<p>○生活訓練・指導の実施(自立支援課)</p> <p>障がい者の社会活動への参加と自立を促進するとともに、家庭及び社会生活の改善向上を図るための訓練指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者家庭訪問指導事業</li> <li>・オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練事業</li> <li>・音声機能障がい者発声訓練事業</li> <li>・その他身体障がい者生活訓練事業</li> </ul>	
<p>○高次脳機能障がい者の社会復帰支援(地域生活支援課)</p> <p>高次脳機能障がいの特性に対し、さまざまな障がい福祉サービス事業所できめ細かな対応ができるよう、身近な地域での支援ネットワークの構築やハンドブック等を活用した支</p>	<p>目標値(平成29年度まで)</p> <p>・ハンドブックの適宜更新を行い、ネットワーク参画機関等に配布</p>

援ノウハウの普及により、社会復帰支援体制を整備します。	・高次脳機能障がい地域支援ネットワークの構築 8圏域(すべての二次医療圏 <sup>5</sup> )
○身体障がい者補助犬の普及促進(自立支援課) 障がい者の自立と社会参加を一層推進するため、身体障がい者補助犬の普及・啓発を行っていきます。	
○リフト付き福祉タクシーの利用促進(自立支援課) 障がい者の社会参加を促進するため、大阪福祉タクシー運営連絡協議会と連携し「大阪福祉タクシー総合配車センター」を活用した利用者の利便性の向上、また、利用者に対するリフト付き福祉タクシーの広報・啓発活動、安全やサービス向上のための乗務員研修について必要な助言等に努めます。	
○福祉有償運送の推進(地域福祉課) 社会福祉法人やNPO法人等の非営利法人が、公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に、有償で行う移送サービスである福祉有償運送について、制度周知や広域的な調整を行います。	
○指定事業者等に対する指導等(地域生活支援課、生活基盤推進課) 指定障がい福祉サービス事業者・施設等に対し、指定時の研修や毎年行う集団指導において、利用者の人権や障がい特性に配慮した助言・指導を実施します。 また、個別の事業者に対して、実地指導を行い、虐待の防止や適正な支援が実施されているかの確認・助言・指導を行い、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。	目標値 毎年、集団指導を実施
○利用者本位の障がい者福祉制度の推進(障がい福祉企画課) 障がい者福祉制度が円滑に運営されるよう、ホームページや広報物により、制度内容や改正点等について利用者等への周知を図るとともに、障がい福祉サービス利用等の実態についての調査をふまえ、国に対し利用者負担のあり方等、制度の改善に向けた要望を実施するなど、利用者本位の障がい者福祉制度の円滑な推進を図ります。	
○市町村との連携(障がい福祉企画課) 障がい者施策を推進し、身近な地域で障がい者が必要な障がい福祉サービスを利用できる体制を整備するため、市町村とのワーキングの開催等、連携を図るとともに、市町村に対し必要な助言を行います。	
<b>(3)地域で暮らし続ける ③相談支援体制の強化</b>	
○市町村の相談支援の充実(地域生活支援課) 障がい者が抱えるニーズに対し、きめ細かくに対応する相談支援体制の充実・強化に向けた取組みに対し支援を行うとともに、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置促進を図ります。 また、大阪府全体の相談支援体制の底上げを図るため、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザー派遣を行います。	目標値(平成29年度) すべての市町村で基幹相談支援センターを設置
○ケアマネジメントの推進(地域生活支援課) 障がい者のニーズを的確にふまえたサービス等利用計画の作成や、関係機関との連携に基づき適切な支援が行える相談支援専門員の養成を図るとともに、専門的な知識の習得やより質の高い支援を提供できるよう、相談支援専門員のスキル向上に努めます。	目標値(平成29年度) 相談支援専門員の養成・確保 大阪府内で活動する相談支援専門員数2,300人
○発達障がい児者施策の充実(地域生活支援課) 大阪府発達障がい者支援センター(アクトおおさか)の運営を通じて、発達障がい児者と家族に対する専門的な相談支援や就労支援等を行うとともに、地域の相談支援事業所等に対して発達障がい者支援コーディネーターを派遣し、事業所への機関支援や従業者に対する人材育成を行い、地域における支援力の向上を図ります。	目標値(平成27年度) 府内全域で発達障がい児者の相談窓口となる相談支援事業所の整備

<sup>5</sup> 「二次医療圏」とは、特殊または高度専門的な分野を除き、原則として入院を必要とする医療が充足され、一般的な保健医療サービスが完結的に提供される医療圏のことであり、都道府県が設定するものです。

<p>○難病患者に対する相談支援機能の充実(健康づくり課)</p> <p>近年の医療技術の進歩や核家族化の進行等に伴い、複雑、多様化する患者ニーズに対応するため、地域性を活かした支援を行う「保健所、保健センター、保健福祉センター」、専門性を活かした相談支援を行う「大阪難病医療情報センター」、当事者性を活かした相談事業を行う「大阪難病相談支援センター」が、それぞれ連携しながら、地域で生活する難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安の解消を図ります。</p>	
<p>○高次脳機能障がい者に対する支援(地域生活支援課)</p> <p>全国の拠点である国立障害者リハビリテーションセンター主催の研修会等に参加し、高次脳機能障がい支援コーディネーターのスキルアップを図り、高次脳機能障がい者の社会復帰等に向けた専門的な支援について相談等を通じて充実を図ります。</p> <p>さらに府内関係機関(市町村・医療機関・福祉サービス事業所等)に対する研修を行うことで高次脳機能障がいに対する理解を深め、地域支援ネットワークの構築により連携強化を図ります。</p>	<p>目標値(平成29年度まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二次医療圏ごとに研修会を開催1回以上/年</li> <li>・高次脳機能障がい地域支援ネットワークの構築 8圏域(すべての二次医療圏)</li> </ul>
<p>(3)地域で暮らし続ける ④自立支援協議会の機能強化</p>	
<p>○市町村の自立支援協議会の活性化に向けた支援(障がい福祉企画課、地域生活支援課)</p> <p>地域における相談支援体制のネットワーク組織である自立支援協議会の活性化や機能強化のための支援を行います。</p> <p>また、市町村の自立支援協議会に必要な専門部会が設置され適切に運営されるよう働きかけるとともに、市町村の自立支援協議会の活動事例や先行事例を活用した支援体制の充実のためのモデルケースの紹介などを行い、地域におけるネットワークの強化を側面的に支援します。</p>	<p>目標値(平成29年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行に関する専門部会等を設置する市町村数 43(すべての市町村)</li> <li>・就労支援に関する専門部会等を設置する市町村数 43(すべての市町村)</li> </ul>
<p>○大阪府障がい者自立支援協議会の運営(障がい福祉企画課)</p> <p>大阪府障がい者自立支援協議会を運営し、地域課題の収集・検討を行うとともに、地域移行や就労施策など主要課題の進捗状況の把握やあり方等について協議し、府域における障がい福祉施策の充実に努めます。</p> <p>また、地域では解決困難な課題について、障がい保健福祉圏域や大阪府域全体で協議する機能を大阪府障がい者自立支援協議会に位置づけ、大阪府レベルでのネットワークの強化を図るとともに、医療、教育、就労関係機関等を対象にケアマネジメントによる支援への理解と参画を図るため、研修や制度の周知を行います。</p>	
<p>(3)地域で暮らし続ける ⑤地域福祉の視点</p>	
<p>○地域福祉支援計画への障がい当事者ニーズの反映(地域福祉課)</p> <p>地域福祉の計画に反映するため、障がい当事者のニーズの把握に努めます。</p>	
<p>○地域福祉支援計画に基づくセーフティネットの構築(地域福祉課)</p> <p>広域自治体として有する多様な行政資源や人材・ネットワーク等を通じて、個々の市町村や地域社会にとどまらない広域的・専門的な課題の解決に取り組むとともに、社会福祉を目的とする各分野と連携強化を図ることで、府域における地域福祉のセーフティネットの充実・強化に努めます。</p>	
<p>○社会福祉協議会の取組みの充実(障がい福祉企画課、地域福祉課)</p> <p>地域福祉の推進を担う地域の社会福祉協議会が、障がい者福祉にさらに積極的に取り組むよう働きかけます。</p>	
<p>○市町村における地域福祉セーフティネット構築のための取組み(地域福祉課)</p> <p>障がい者等援護を要する人を早期に発見し、必要なサービスにつなげていくため、市町村の小地域ネットワーク活動推進事業、コミュニティソーシャルワーカー等配置事業等に対し、地域福祉・子育て支援交付金による財政的支援を行うことにより、市町村における地域福祉のセーフティネットの構築を支援します。</p> <p>また、コミュニティソーシャルワーカーや障がい者相談支援事業所など地域福祉のコーディネーターの協働体制づくりの具体的な方策について検討を進め、分野を横断した支援施策の総合化に取り組めます。</p>	
<p>○福祉基金による助成(地域福祉課)</p> <p>地域福祉活動の振興や府民の福祉意識の向上に寄与する事業(障がい者や高齢者、児童などへの支援等)に助成を行い、府民の自主的な社会福祉活動を支援します。</p>	

<b>(3)地域で暮らし続ける ⑥障がい者に対する住民の理解</b>	
<p>○施設コンフリクトの解消(人権局、生活基盤推進課)</p> <p>「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に基づき、障がい者等の自立を進めるための基盤となる福祉施設等の設置に際して周辺住民との間における施設コンフリクトの解消に向けた取組みを継続・強化します。</p> <p>「人権局ホームページ」を活用する等、啓発を図ります。また、地域住民に理解されるよう、障がい福祉施設等の設置者が、日常的に地域交流を進めるよう指導します。コンフリクトが発生した際には、施設や関係機関等と協力して、コンフリクトの解決に努めます。</p>	
<b>(3)地域で暮らし続ける ⑦福祉サービスを担う人材の確保</b>	
<p>○福祉人材の確保に向けた総合的な取組み(地域福祉課)</p> <p>他の職種に比べて有効求人倍率が高い水準で推移する等、福祉・介護人材の確保は全国的に厳しい情勢にあります。福祉・介護サービスを充実させ、福祉・介護の基盤を支える人材を確保するため、大阪福祉人材支援センターの活用やハローワーク等関係機関と連携し、より効果的な手法により人材の確保・定着に努めるなど総合的な取組みを進めます。</p>	<p>目標値(平成29年度)</p> <p>・17万4千人</p> <p>※厚生労働省推計ツールによる仮試算値。今後、市町村介護保険計画における数値の精査により、変動する可能性がある。</p>
<p>○大阪府福祉人材支援センターの運営(地域福祉課)</p> <p>社会福祉施設等の福祉の現場において安定した人材確保を図るため、大阪府福祉人材支援センターを運営し、福祉人材の確保及び養成の支援につながる各種事業を実施します。</p>	<p>目標値</p> <p>障がい者雇用促進の観点から就労相談窓口を設置し、就職フェアを開催(夏1回、冬1回)</p>
<p>○ホームヘルパー・ガイドヘルパー等の養成(地域福祉課、地域生活支援課)</p> <p>身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者等異なるさまざまなニーズに対応できるホームヘルパー等の確保を図るため、養成研修を実施するとともに、現在従事しているホームヘルパーに対して、利用者のニーズに応じて適切にサポートできる技能を向上するための研修を実施します。</p> <p>また、屋外での移動が困難な障がい者に対して外出のための移動を支援する同行援護従業者及びガイドヘルパー(全身性障がい、知的障がい及び精神障がい)を確保するため、研修事業者の適切な指定等に努めます。</p>	<p>目標値</p> <p>介護職員初任者研修修了者(ホームヘルパー)を対象とした研修を毎年1回実施</p>
<p>○保育所保育士や放課後児童クラブ指導員等に対する研修の実施(子育て支援課)</p> <p>保育所保育士や放課後児童クラブ指導員等の資質の向上を図るため、障がい児の保育や援助方法など、必要な知識や技術に関する研修を実施します。</p>	<p>目標値</p> <p>保育士・指導員等を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回実施(200名以上受講)</p>
<p>○精神保健福祉関係機関職員研修の実施(地域保健課)</p> <p>こころの健康総合センターを中心に精神保健に関する年間研修計画を作成し、精神保健福祉関係機関職員を対象に、障がい特性に応じた専門的な支援や、障がい者の権利擁護の視点を持った支援を実施できる人材の養成を図ります。</p>	<p>目標値(平成27年度)</p> <p>精神保健福祉関係機関職員を対象として精神保健に関する専門的な研修を実施し、延べ1,030人受講</p>
<p>○サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(地域生活支援課)</p> <p>事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」を養成します。</p>	<p>目標値</p> <p>サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修(2日課程)を年3回実施</p>
<p>○強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修、実践研修)(地域生活支援課)</p> <p>強度行動障がいを有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成(基礎研修)及び強度行動障がいを有する者等に対し、適切な障がい特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成(実践研修)を実施します。</p>	<p>目標値</p> <p>強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)を実施</p>
<b>(4)まちで快適に生活できる</b>	
<p>○福祉のまちづくりの推進(建築企画課)</p> <p>大阪府内の特定行政庁や指定確認検査機関等と連携を図り、円滑な基準適合義務の運用を図ります。また、福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリー化が図られた施設の円滑な利用を促進するため、民間事業者等との連携によりバリアフリー情報の発信、提供がなされるよう検討します。</p> <p>バリアフリー化された施設の適正利用に関する啓発・助言を実施します。</p>	

<p>○府有建築物の福祉整備の推進(建築企画課、公共建築室計画課) 府有建築物の新築・建替にあたっては、大阪府福祉のまちづくり条例に適合するように整備します。 また、不特定多数の府民が利用する既存府有施設について、大阪府福祉のまちづくり条例に沿った福祉整備を推進するとともに、施設利用者向けに、施設のバリアフリーに関する情報発信を促進します。</p>	
<p>○府営公園の整備(公園課) 大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、新ハートフル事業として、障がい者や子どもから高齢者まであらゆる人々が安心して利用できるよう整備を行います。 ▼らくらく1ルートの整備 各公園の見所をめぐる1ルートを設定し、障がい者や子どもから高齢者まであらゆる人々が安心して散策できるよう、段差の解消・スロープの設置等を行います。</p>	
<p>○バリアフリー法に基づく基本構想作成の促進(建築企画課) 駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、公園等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための基本構想を作成する市町村に対し、関係部局が連携し、作成の進め方・事業手法や補助制度・進捗管理等に関して、情報提供や助言を行うことにより、地域のバリアフリー化を効果的に推進します。</p>	<p>目標値(平成32年度まで) 平成25年度末時点の実績(32市1町、130地区)をふまえ、未策定市町村での早期作成をめざす</p>
<p>○交通安全施設等整備事業の推進(道路環境課) 安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道、自転車歩行者道の整備や歩道の段差改善、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等を推進します。</p>	<p>目標値(平成32年度まで) 「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路について、移動等円滑化を実施</p>
<p>○バリアフリー対応型信号機の整備(府警本部交通規制課) 障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、主要な生活関連経路において整備すべき信号機については、道路管理者との連携を図るとともに、地元住民等の合意を得ながら、バリアフリー法の基本方針に基づき、視覚障がい者用付加装置、高齢者等感应信号機等の整備を推進します。</p>	<p>目標値(平成32年度まで) 「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路に設置されている信号機等について、視覚障がい者用付加装置、高齢者等感应信号機等の移動等円滑化を実施</p>
<p>○鉄道駅舎の移動等円滑化の促進(建築企画課) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の基本方針をふまえ、市町村が策定するバリアフリー基本構想に基づき、鉄道事業者が実施するエレベーターの設置や段差解消などの移動円滑化事業を促進します。</p>	<p>目標値(平成32年度まで) 「バリアフリー法」基本方針に基づき、鉄軌道駅の構造等の制約条件をふまえ、可能な限り移動等円滑化を実施</p>
<p>○鉄道駅舎や踏切の安全確保の取組み(建築企画課・都市交通課) 国土交通省や鉄道事業者が実施する踏切や駅舎の安全推進のための啓発事業等との連携を図ります。 鉄道事業者が設置する可動式ホーム柵について、大阪府では国や地元市町と協調して支援することとしており、その整備促進に向けて、鉄道事業者に転落防止対策に関する計画の策定を働きかけます。</p>	
<p>○車いす使用者用駐車場の適正利用の促進(建築企画課、障がい福祉企画課) 車いす使用者用駐車区画に障がいのない人が駐車するなど、真に必要とする人が利用できない状況がみられるため、適正利用の促進に向けて、府民や事業者等への啓発を行うとともに、通常車いす使用者用駐車区画に加え、その他の配慮を必要とする人のためのスペースの設置(いわゆる「ダブルスペース」)を推進します。 さらに、利用証を交付することにより、これらの「ダブルスペース」に駐車できる対象者を明確にすることで、不適正な駐車抑制をめざす「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」の更なる普及に努めます。</p>	